

日医発第2080号（保険）  
令和 8 年 3 月 27 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長  
松本吉郎  
(公印省略)

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

令和 8 年 3 月 17 日付け令和 8 年厚生労働省告示第 89 号、令和 8 年厚生労働省告示第 90 号及び令和 8 年厚生労働省告示第 91 号をもって薬価基準等の一部が改正され、同年 3 月 18 日から適用されました（ただし、令和 8 年厚生労働省告示第 89 号の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日又は同年 6 月 1 日から適用）。

これを受け、令和 8 年 3 月 17 日付けで厚生労働省保険局医療課長通知により関連する留意事項等が示されましたが、その概要は下記のとおりであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」に掲載を予定しております。

### 記

#### 1. 新医薬品の薬価収載について

- (1) 令和 8 年 3 月 11 日に開催された中医協において、薬価基準に収載することが承認された新医薬品（内用薬 12 品目、注射薬 7 品目及び外用薬 1 品目）が、薬価基準の別表に第 5 部追補（1）として収載された。

- 関連通知等：添付資料 1 中の厚生労働省告示第 89 号
- 品目の概要：添付資料 3

- (2) (1) のうち、以下の品目は保険適用上の留意事項が示されている。

- ・ ザズベイクプセル 30mg

- ・ オブスミット小児用分散錠 1 mg 及び同小児用分散錠 2.5mg
- ・ プリミーフォート経腸用液 6、同経腸用液 8 及び同経腸用液 CF
- ・ セピエンス顆粒分包 250mg 及び同顆粒分包 1000mg
- ・ ボラニゴ錠 10mg
- ・ エルゾンリス点滴静注 1000µg
- ・ ブーレンレップ点滴静注用 100mg
- ・ ミンジュビ点滴静注用 200mg
- ・ リブロファズ配合皮下注
- ・ ルンスミオ皮下注 5 mg 及び同皮下注 45mg

〔 ▶ 関連通知等：添付資料 2 中の記 4 〕

※その他の改正については添付資料 2 をご参照ください。

(添付資料)

1. 官報（令和 8 年 3 月 17 日 号外第 54 号抜粋）
  - ・ 令和 8 年厚生労働省告示第 89 号、90 号、91 号
2. 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について  
 （令和 8 年 3 月 17 日付け 保医発 0317 第 4 号 厚生労働省保険局医療課長）
3. 新医薬品一覧表  
 （令和 8 年 3 月 11 日 中医協総会資料（総－ 2 － 1））

○厚生労働省告示第八十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。ただし、同告示別表第一部の改正規定については、同年六月一日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
別表	第1部	内用薬	薬価	別表	第1部	内用薬	薬価
注1～3 (略)	品名	規格単位	円	注1～3 (略)	品名	規格単位	円
(あ)～(て) (略)				(あ)～(て) (略)			
(と)				(と)			
(略)				(略)			
トルカブ錠160mg		160mg 1錠	9,930.50	トルカブ錠160mg		160mg 1錠	11,116.20
トルカブ錠200mg		200mg 1錠	12,053.90	トルカブ錠200mg		200mg 1錠	13,493.20
(略)				(略)			
(な)～(わ) (略)				(な)～(わ) (略)			
第2部～第4部 (略)				第2部～第4部 (略)			
	第5部	追補 (1)			(新設)		
	内用薬						
	品名	規格単位	薬価				
			円				
(あ)							
イセルティ錠100mg		100mg 1錠	429.10				
エクテリー錠300mg		300mg 1錠	344,822.10				
オプスミット小児用分散錠1mg		1mg 1錠	1,496.90				
オプスミット小児用分散錠2.5mg		2.5mg 1錠	3,712.20				
(さ)							
ザズバイカプセル30mg		30mg 1カプセル	646.80				
セピエンス顆粒分包250mg		250mg 1包	16,989.40				
セピエンス顆粒分包1000mg		1,000mg 1包	67,957.10				
(は)							
プリミーフォート経腸用液 C F		10mL 1瓶	14,079.50				
プリミーフォート経腸用液 6		15mL 1瓶	29,171.30				
プリミーフォート経腸用液 6		30mL 1瓶	58,199.30				
プリミーフォート経腸用液 8		40mL 1瓶	77,580.50				
ボラニゴ錠10mg		10mg 1錠	31,791.80				

品	注 射 薬	規 格 単 位	薬 価 円
(あ)			
エルゾンリス点滴静注1000 $\mu$ g		1,000 $\mu$ g 1 mL 1 瓶	3,607,878
(さ)			
ジニイズ点滴静注500mg		500mg20mL 1 瓶	611,671
(は)			
ブーレンレップ点滴静注用100mg		100mg 1 瓶	1,284,052
(ま)			
ミンジュビ点滴静注用200mg		200mg 1 瓶	125,201
(ら)			
リプロファズ配合皮下注		10mL 1 瓶	480,046
ルスミオ皮下注 5 mg		5 mg0.5mL 1 瓶	266,843
ルスミオ皮下注45mg		45mg 1 mL 1 瓶	2,327,787
品	外 用 薬	規 格 単 位	薬 価 円
(あ)			
アバレプト懸濁性点眼液0.3%		0.3% 5 mL 1 瓶	577.50

○厚生労働省告示第九十号

診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示を次のように定める。  
 令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

使用薬剤の薬価(薬価基準)及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する告示  
 (使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正)

第一条 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後				改 正 前			
別表 注1、3 (略) 第1部～第14部 (略)				別表 注1、3 (略) 第1部～第14部 (略) (新設)			
第15部 追 補 (1)							
内 用 薬							
品	名	規 格	単 位	品	名	規 格	単 位
			薬 価				円
(あ)							
	イセルティ錠	100mg	1錠		イセルティ錠	100mg	1錠
	エクテリー錠	300mg	1錠		エクテリー錠	300mg	1錠
	オプスミット小児用分散錠	1mg	1錠		オプスミット小児用分散錠	1mg	1錠
	オプスミット小児用分散錠	2.5mg	1錠		オプスミット小児用分散錠	2.5mg	1錠
(さ)							
	ザズバイカプセル	30mg	1カプセル		ザズバイカプセル	30mg	1カプセル
	セピエンス顆粒分包	250mg	1包		セピエンス顆粒分包	250mg	1包
	セピエンス顆粒分包	1000mg	1包		セピエンス顆粒分包	1000mg	1包

品名	規格	単位	薬価 円
(は)			
プリミーフォート経腸用液 CF	10mL	1 瓶	14,079.50
プリミーフォート経腸用液 6	15mL	1 瓶	29,171.30
プリミーフォート経腸用液 6	30mL	1 瓶	58,199.30
プリミーフォート経腸用液 8	40mL	1 瓶	77,580.50
ボラニゴ錠10mg	10mg	1 錠	31,791.80
(あ)			
エルゾンリス点滴静注1000μg	1,000μg	1 mL 1 瓶	3,607.878
(さ)			
ジニイズ点滴静注500mg	500mg	20mL 1 瓶	611.671
(は)			
ブーレンレップ点滴静注用100mg	100mg	1 瓶	1,284.052
(ま)			
ミンジュビ点滴静注用200mg	200mg	1 瓶	125.201
(ら)			
リプロファズ配合皮下注	10mL	1 瓶	480.046
ルンスミオ皮下注 5mg	5 mg	0.5mL 1 瓶	266.843
ルンスミオ皮下注45mg	45mg	1 mL 1 瓶	2,327.787
(あ)			
アバレプト懸濁性点眼液0.3%	0.3%	5 mL 1 瓶	577.50

(特掲診療料の施設基準等の一部改正)

第二条 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p><b>別表第九</b> 在宅自己注射指導管理料、<u>間歇<sup>特5</sup>注入シリンジポンプ加算</u>、<u>持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</u></p> <p>(略)</p> <p>パロベグテリパラチド製剤</p> <p>アパタムターゼ アルファ・シナキサタムターゼ アルファ製剤</p>	<p><b>別表第九</b> 在宅自己注射指導管理料、<u>間歇<sup>特5</sup>注入シリンジポンプ加算</u>、<u>持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬</u></p> <p>(略)</p> <p>パロベグテリパラチド製剤</p> <p>(新設)</p>

附則

この告示は、令和八年三月十八日から適用する。

## ○厚生労働省告示第九十一号

保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号へ及びト、第二十一条第三号へ並びに第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を次の表のように改正し、令和七年三月十八日から適用する。

令和八年三月十七日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改 正 後

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体<sup>注</sup>、活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルケエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトトレプレチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エタラポン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバン<sup>注</sup>製剤、サリルマブ製剤、デュヒルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデユルファアゼ製剤、イミダグレルセラーゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ

改 正 前

第十 厚生労働大臣が定める注射薬等

一 療規則第二十号第二号ト及び療担基準第二十号第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬

インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第VII因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第IX因子加活性化第VII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第VIII因子製剤、乾燥人血液凝固第IX因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体<sup>注</sup>、活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行つてゐる患者（以下「在宅血液透析患者」という。）に対して使用する場合に限る。）、血液凝固阻止剤（在宅血液透析患者に対して使用する場合に限る。）、生理食塩水（在宅血液透析患者に対して使用する場合及び本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、プロスタグランジンI<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水（本号に掲げる注射薬を投与するに当たりその溶解又は希釈に用いる場合に限る。）、ペグビソマンタン製剤、スマトリブタン製剤、フェンタニルケエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロロールベラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行つてゐる患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトトレプレチン製剤、アパタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エタラポン製剤（筋萎縮性側索硬化症患者に対して使用する場合に限る。）、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバン<sup>注</sup>製剤、サリルマブ製剤、デュヒルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒトvon Willebrand因子製剤、プロスマブ製剤、アガルシダーゼ アルファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ アルファ製剤、イデユルファアゼ製剤、イミダグレルセラーゼ製剤、エロスルファアゼ アルファ製剤、ガルスルファアゼ製剤、セベリパーゼ アルファ製剤、ベラグルセラーゼ アルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メボリズマブ製剤、オマリズマブ製剤（季節性アレルギー性鼻炎の治療のために使用する場合を除く。）、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レ

(傍線部分は改正部分)

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリスマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロベグテリバラチド製剤、アダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤、オリブダーゼ アルファ製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エプリス、デイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカブセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、コセルゴカブセル二五mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠LD、リバゼブ配合錠HD、グラアルファ配合点眼液、ソキンヴィイカブセル五〇mg、ソキンヴィイカブセル七五mg、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマリー内用液一〇mg/mL、ビルベイ顆粒二〇〇mg、ビルベイ顆粒六〇〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）、ボラニゴ錠一〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）

(一) (三) (略)

ムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オファツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロバラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1ーインアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤（四週間に一回投与する場合に限る。）、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、ホスレボドパ・ホスカルビド水和物配合剤、ベグバリアーゼ製剤、パピナフスブ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリスマブ製剤（四週間を超える間隔で投与する場合を除く。）、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロベグテリバラチド製剤

二 投薬期間に上限が設けられている医薬品

(一) 療担規則第二十条第二号へ及びト並びに第二十一条第二号へ並びに療担基準第二十条第三号へ及びト並びに第二十一条第三号への厚生労働大臣が定める投薬量又は投与量が十四日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬

イ・ロ (略)

ハ 新医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第十四条の四第一項第一号に規定する新医薬品をいう。）であって、使用薬剤の薬価（薬価基準）への収載の日の属する月の翌月の初日から起算して一年（厚生労働大臣が指定するものにあつては、厚生労働大臣が指定する期間）を経過していないもの（次に掲げるものを除く。）

エプリス、デイドライシロップ六〇mg、シアリス錠五mg、シアリス錠一〇mg、シアリス錠二〇mg、バイアグラ錠二五mg、バイアグラ錠五〇mg、バイアグラODフィルム二五mg、バイアグラODフィルム五〇mg、ガニレスト皮下注〇・二五mgシリンジ、セトロタイド注射用〇・二五mg、ウトロゲスタン腔用カプセル二〇〇mg、ルティナス腔錠一〇〇mg、ルテウム腔用坐剤四〇〇mg、ワンクリノン腔用ゲル九〇mg、ボカブリア錠三〇mg、コセルゴカブセル一〇mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、コセルゴカブセル二五mg（一回の投薬量が二十八日以内である場合に限る。）、リバゼブ配合錠LD、リバゼブ配合錠HD、グラアルファ配合点眼液、ソキンヴィイカブセル五〇mg、ソキンヴィイカブセル七五mg、アリッサ配合錠及びユバンシ配合錠及びリブマリー内用液一〇mg/mL、ビルベイ顆粒二〇〇mg、ビルベイ顆粒六〇〇mg（一回の投薬量が三十日以内である場合に限る。）

(一) (三) (略)

保医発 0317 第 4 号  
令和 8 年 3 月 17 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）、特掲診療料の施設基準等及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が令和8年厚生労働省告示第89号、令和8年厚生労働省告示第90号及び令和8年厚生労働省告示第91号をもって改正され、令和8年3月18日から適用（ただし、令和8年厚生労働省告示第89号の改正規定は、令和8年4月1日又は同年6月1日から適用）することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬12品目、注射薬7品目及び外用薬1品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6 9 7 6	3 4 3 1	1 8 5 6	2 8	1 2 2 9 2

(3) 「薬価算定の基準について」(令和7年2月19日付け保医発0219第1号)第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目(内用薬2品目)について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。

(4) (3)による価格調整後の薬価は、令和8年6月1日から適用されるものであり、それまでは従来薬価が適用されること。

## 2 掲示事項等告示の一部改正について

(1) アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤及びオリブダーゼ アルファ製剤について、掲示事項等告示第10第1号の「療担規則第20条第2号ト及び療担基準第20条第3号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。

(2) 新医薬品(医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。)については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日分を限度とする。)が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。

・ボラニゴ錠10mg(1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。)

## 3 特掲診療料告示の一部改正について

アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤について、特掲診療料の施設基準等別表第9「在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。

## 4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) ザズベイクプセル30mg

① 本製剤の効能及び効果に関連する注意において、「本剤は、抑うつ症状が認められる患者の急性期治療に用いること。抑うつ症状が寛解又は回復した患者における再燃・再発の予防を目的とした投与は行わないこと。」とされていることから、うつ病・うつ状態の診断及び治療に精通した医師のもとで、本剤の投与が適切と判断される症例に使用すること。

② 本製剤の用法又は用量に関連する注意において、「薬物依存を生じるおそれがあるので、用法・用量を遵守するとともに、本剤による治療を再度行う場合には、治療上の必要性を十分に検討すること。」、「本剤を14日間投与し、抑うつ症状

が寛解又は回復した後に再燃・再発が認められ、本剤による治療を再度選択する場合には、必ず本剤投与終了から6週間以上の間隔をあけること。本剤による治療を繰り返し行っても再燃・再発する場合には、他の治療法を検討し、漫然と本剤による治療を繰り返さないこと。」及び「本剤14日間投与後に抑うつ症状の改善が認められない場合や、本剤投与終了から6週間未満に抑うつ症状が悪化し薬物療法を行う必要がある場合には、本剤による治療を再度行わずに他の抗うつ薬による治療を行うなど、他の治療法を検討すること。」とされているので、本製剤を14日間投与した後に本製剤による治療を再度行う場合、再投与開始に当たっては、次の事項を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ア これまでに実施した本製剤による治療の回数

イ 前回の本製剤投与終了からの期間

ウ 前回の本製剤による治療効果も含め、本製剤による再度の治療が必要と判断した理由

- ③ 本製剤の用法又は用量に関連する注意において、「他の抗うつ薬への本剤の上乗せ効果は示されていないため、他の抗うつ薬で治療中の患者への急性期治療としては、本剤単剤による治療を行うことを検討すること。」とされているので、本製剤は原則、他の抗うつ薬と併用せずに使用すること。

(2) オプスミット小児用分散錠 1mg 及び同小児用分散錠 2.5mg

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の使用にあたっては、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、臨床試験に組み入れられた患者の背景(PAHの臨床分類、WHO機能分類、年齢等)を十分に理解した上で、最新の治療ガイドライン等を参考に投与の要否を検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ② 本製剤は、既に薬価収載後1年以上経過している「オプスミット錠 10mg」(以下「既収載品」という。)と有効成分が同一であり、今般、既収載品において小児における用法・用量が追加されたことに伴い、当該用法・用量に必要な製剤として承認された医薬品であることから、掲示事項等告示第10第2号(一)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日間を限度とする。)は適用されないものであること。

(3) プリミーフォート経腸用液 6、同経腸用液 8 及び同経腸用液 CF

- ① 本製剤の効能又は効果は、「極低出生体重児等の体重増加不全を呈する新生児及び乳児の栄養管理」とされており、効能又は効果に関連する注意において「本剤は、極低出生体重児の他、特に下記の状態で体重増加不全が認められる場合に使用を検討すること。先天性胃腸障害又は先天性心疾患を有する場合、消化管術後」及び「児の在胎期間、体重、症状、栄養状態に加え、本剤の組成は極低出生体重児における推奨栄養量に基づき設計されていることも考慮して、本剤投与の適否を判断すること。なお、本剤投与の適否の判断においては、最新のガイドライン等を参考にすること。」とされているので、本製剤は原則、極低出生体重児の

新生児及び乳児の栄養管理を目的に使用し、極低出生体重児以外の体重増加不全を呈する新生児及び乳児の栄養管理を目的に使用する場合は、最新のガイドライン等を参考に、その必要性を適切に判断し、本製剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ② 本製剤の「17. 臨床成績」において、「修正 34 週 1 日から 3 日以上かけて標準栄養に徐々に切り替えることとされた」とされているので、本製剤を修正 34 週以後も継続して使用する場合は、最新のガイドライン等を参考に、その必要性を適切に判断し、本製剤の投与が必要と判断した理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) セピエンス顆粒分包 250mg 及び同顆粒分包 1000mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「BH<sub>4</sub>欠損症に対する本剤の有効性及び安全性は確立していない。」とされており、用法及び用量に関連する注意において「フェニルアラニン水酸化酵素の残存活性の程度等によっては本剤に対する反応性を示さない場合がある。本剤による血中フェニルアラニン濃度の低下作用は、通常、投与開始から 2~4 週間程度で認められるため、投与開始後 2~4 週間を目処に血中フェニルアラニン濃度を確認し、低下しない場合は本剤の投与を中止すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(5) ボラニゴ錠 10mg

- ① 本製剤は、記 2 のとおり、新医薬品に係る投与期間制限の例外とされたことを踏まえ、令和 8 年 4 月 1 日から起算して 1 年を経過していない間は、概ね 1 カ月に 1 回の頻度で診察を行うとともに、概ね 2 週間に 1 回の頻度で診察又は電話等により患者の状態や服薬の状況等を確認すること。また、その間、本剤処方時には前回処方時以降の当該診察又は電話等による確認の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*IDH1* 又は *IDH2* 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、*IDH1* 又は *IDH2* 遺伝子変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

- ③ 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「手術（生検術を含む）後の患者であり、直ちに放射線療法又はアルキル化剤を含む化学療法を実施する必要がない患者を対象とすること。」及び「臨床試験に組み入れられた患者の病理組織型、組織学的悪性度、病変の画像所見等について、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(6) エルゾンリス点滴静注 1000µg

本製剤の使用に当たっての留意事項については、別添のとおり、「タグラキソフス

プ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項について」（令和7年12月22日付け医薬審発 1222 第3号・医薬安発 1222 第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長及び医薬安全対策課長連名通知）により通知されたところであるので、十分留意すること。

(7) ブーレンレップ点滴静注用 100mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、少なくとも1つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」及び「臨床試験に組み入れられた患者の前治療歴等について、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、適応患者の選択を行うこと。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(8) ミンジュビ点滴静注用 200mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医により、Grade1～3A と診断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(9) リブロファズ配合皮下注

① 本製剤を「EGFR 遺伝子エクソン 20 挿入変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」に用いる場合、本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR 遺伝子エクソン 20 挿入変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR 遺伝子エクソン 20 挿入変異陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

② 本製剤を「EGFR 遺伝子変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌」に用いる場合、本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、EGFR 遺伝子変異（エクソン 20 挿入変異を除く）が確認された患者に投与すること。」とされているので、EGFR 遺伝子変異（エクソン 20 挿入変異を除く）陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(10) ルンスミオ皮下注 5 mg 及び同皮下注 45mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤による治療は、抗 CD20 モノクローナル抗体製剤を含む少なくとも2つの標準的な治療が無効又は治療後に再発した患者を対象とすること。」及び「十分な経験を有する病理医により、Grade1～3A と診断された患者に投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分

留意すること。

5 掲示事項等告示の一部改正に伴う留意事項について

アジンマ静注用 1500

- ① 本製剤はアパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤であり、本製剤の自己注射を行っている患者に対して指導管理を行った場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- ② 本製剤は注入器付の製品であるため、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算は算定できないものであること。

6 関係通知の一部改正について

(1) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）の一部を次のように改正する。

- ① 別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0 (1) 中「及びパロペグテリパラチド製剤」を「、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤及びオリプダーゼ アルファ製剤」に改める。
- ② 別添 1 別紙 3 6 「抗うつ薬」中「ボルチオキセチン臭化水素酸塩」の次に「ズラノロン」を加える。
- ③ 別添 3 区分 0 1 (5) イ中「及びパロペグテリパラチド製剤」を「、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤及びオリプダーゼ アルファ製剤」に改める。
- ④ 別添 3 別表 2 中「及びパロペグテリパラチド製剤」を「、パロペグテリパラチド製剤及びアパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤」に改める。
- ⑤ 別添 3 別表 3 中「パロペグテリパラチド製剤」の次に「アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤」を加える。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和6年3月5日付け保医発0305第4号)

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用</p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p>第2部 在宅医療</p> <p>第3節 薬剤料</p> <p>C200薬剤</p> <p>(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができる。</p> <p><b>【厚生労働大臣の定める注射薬】</b></p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用</p>

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I 2 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub> 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアル

透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩液、プロスタグランジン I 2 製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロトンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub> 遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチルスコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エリスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレプレチン製剤、アバタセプト製剤、pH 4 処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、アスホターゼアルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1 受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼアル

ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルクوپランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼアルファ製剤及びオリプダーゼ アルファ製剤

(2)～(6) (略)

ファ製剤、アガルシダーゼベータ製剤、アルグルコシダーゼアルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラゼ製剤、エロスルファーゼアルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレスマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプアルファ製剤、アバルグルコシダーゼアルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルクوپランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤

(2)～(6) (略)

別紙 3 6

抗不安薬～ 睡眠薬 (略)

抗うつ薬

クロミプラミン塩酸塩  
ロフェプラミン塩酸塩  
トリミプラミンマレイン酸塩  
イミプラミン塩酸塩  
アモキサピン  
アミトリプチリン塩酸塩  
ノルトリプチリン塩酸塩  
マプロチリン塩酸塩  
ペモリン  
ドスレピン塩酸塩  
ミアンセリン塩酸塩  
セチプチリンマレイン酸塩  
トラゾドン塩酸塩  
フルボキサミンマレイン酸塩  
ミルナシبران塩酸塩  
パロキセチン塩酸塩水和物  
塩酸セルトラリン  
ミルタザピン  
デュロキセチン塩酸塩  
エスシタロプラムシュウ酸塩  
ベンラファキシン塩酸塩

別紙 3 6

抗不安薬～ 睡眠薬 (略)

抗うつ薬

クロミプラミン塩酸塩  
ロフェプラミン塩酸塩  
トリミプラミンマレイン酸塩  
イミプラミン塩酸塩  
アモキサピン  
アミトリプチリン塩酸塩  
ノルトリプチリン塩酸塩  
マプロチリン塩酸塩  
ペモリン  
ドスレピン塩酸塩  
ミアンセリン塩酸塩  
セチプチリンマレイン酸塩  
トラゾドン塩酸塩  
フルボキサミンマレイン酸塩  
ミルナシبران塩酸塩  
パロキセチン塩酸塩水和物  
塩酸セルトラリン  
ミルタザピン  
デュロキセチン塩酸塩  
エスシタロプラムシュウ酸塩  
ベンラファキシン塩酸塩

ボルチオキセチン臭化水素酸塩

ズラノロン

抗精神病薬（略）

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4)（略）

(5) 注射薬

ア（略）

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジン I<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、

ボルチオキセチン臭化水素酸塩

抗精神病薬（略）

別添 3

区分 0 1 薬剤調整料

(1)～(4)（略）

(5) 注射薬

ア（略）

イ 注射薬のうち支給できるものは、在宅医療における自己注射等のために投与される薬剤（インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液、血液凝固阻止剤、生理食塩水、プロスタグランジン I<sub>2</sub>製剤、モルヒネ塩酸塩製剤、エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ

エタネルセプト製剤、注射用水、ペグビソマント製剤、スマトリ  
プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製  
剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト  
リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ  
キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ  
トンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ  
ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル  
製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル  
スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・  
グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ  
リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ  
リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及  
びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ  
ン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮  
下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア  
スホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、  
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ  
ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ  
ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、  
デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・  
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル  
チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von  
Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル  
ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ  
アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製

プタン製剤、フェンタニルクエン酸塩製剤、複方オキシコドン製  
剤、オキシコドン塩酸塩製剤、ベタメタゾンリン酸エステルナト  
リウム製剤、デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デ  
キサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤、プロ  
トンポンプ阻害剤、H<sub>2</sub>遮断剤、カルバゾクロムスルホン酸ナトリ  
ウム製剤、トラネキサム酸製剤、フルルビプロフェンアキセチル  
製剤、メトクロプラミド製剤、プロクロルペラジン製剤、ブチル  
スコポラミン臭化物製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・  
グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、アダリムマブ製剤、エ  
リスロポエチン、ダルベポエチン、テリパラチド製剤、アドレナ  
リン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤及  
びセルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチ  
ン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮  
下注射)製剤、電解質製剤、注射用抗菌薬、エダラボン製剤、ア  
スホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、脂肪乳剤、  
セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、ブロダルマブ製剤、アリ  
ロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イキセキズマブ製剤、ゴリムマ  
ブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、  
デュピルマブ製剤、ヒドロモルフォン塩酸塩製剤、インスリン・  
グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコル  
チゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von  
Willebrand 因子製剤、ブロスマブ製剤、アガルシダーゼ アル  
ファ製剤、アガルシダーゼ ベータ製剤、アルグルコシダーゼ  
アルファ製剤、イデュルスルファーゼ製剤、イミグルセラールゼ製  
剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、

剤、エロスルファーゼ アルファ製剤、ガルスルファーゼ製剤、セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤、パロペグテリパラチド製剤、アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤及びオリブダーゼ アルファ製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、か

セベリパーゼアルファ製剤、ベラグルセラーゼアルファ製剤、ラロニダーゼ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ビルトラルセン製剤、レムデシビル製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カブラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、パピナフスプ アルファ製剤、アバルグルコシダーゼ アルファ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤、ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼペルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ドブタミン塩酸塩製剤、ドパミン塩酸塩製剤、ノルアドレナリン製剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、クロバリマブ製剤、シパグルコシダーゼ アルファ製剤及びパロペグテリパラチド製剤)に限る。

なお、「モルヒネ塩酸塩製剤」、「フェンタニルクエン酸塩製剤」、「複方オキシコドン製剤」、「オキシコドン塩酸塩製剤」及び「ヒドロモルフォン塩酸塩製剤」は、薬液が取り出せない構造で、かつ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻

つ患者等が注入速度を変えることができない注入ポンプ等に、必要に応じて生理食塩水等で希釈の上充填して交付した場合に限る。ただし、患者又はその家族等の意を受け、かつ、これらの麻薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、

薬である注射薬の処方医の指示を受けた看護師が、患家に当該注射薬を持参し、患者の施用を補助する場合又は保険薬局の保険薬剤師が、患家に麻薬である注射薬を持参し、当該注射薬の処方医の指示を受けた看護師に手渡す場合は、この限りでない。

ウ～オ (略)

(6)～(13) (略)

#### 別表 2

○ インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、ブプレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、エタネルセプト製剤、ヒトソマトメジンC製剤、ペグビソマント製剤、スマトリプタン製剤、グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン塩酸塩配合剤、

アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、

アダリムマブ製剤、テリパラチド製剤、アドレナリン製剤、ヘパリンカルシウム製剤、アポモルヒネ塩酸塩製剤、セルトリズマブペゴル製剤、トシリズマブ製剤、メトレレプチン製剤、アバタセプト製剤、pH4処理酸性人免疫グロブリン(皮下注射)製剤、アスホターゼ アルファ製剤、グラチラマー酢酸塩製剤、セクキヌマブ製剤、エボロクマブ製剤、プロダルマブ製剤、アリロクマブ製剤、ベリムマブ製剤、イクセキズマブ製剤、ゴリムマブ製剤、エミシズマブ製剤、イカチバント製剤、サリルマブ製剤、デュピルマブ製剤、インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤、ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤、遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤、プロスマブ製剤、メポリズマブ製剤、オマリズマブ製剤、テデュグルチド製剤、サトラリズマブ製剤、ガルカネズマブ製剤、オフアツムマブ製剤、ボソリチド製剤、エレヌマブ製剤、アバロパラチド酢酸塩製剤、カプラシズマブ製剤、乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤、フレマネズマブ製剤、メトトレキサート製剤、チルゼパチド製剤、ビメキズマブ製剤、ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤、ペグバリアーゼ製剤、ラナデルマブ製剤、ネモリズマブ製剤、ペグセタコプラン製剤ジルコプランナトリウム製剤、コンシズマブ製剤、テゼベルマブ製剤、オゾラリズマブ製剤、トラロキヌマブ製剤、エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ配合剤、ベドリズマブ製剤、ミリキズマブ製剤、乾燥濃縮人プロテインC製剤、メコバラミン製剤、ベンラリズマブ製剤、マルスタシマブ製剤、ロザノリキシズマブ製剤、レブリキズマブ製剤、

クロバリマブ製剤、パロペグテリパラチド製剤及びアパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
ヒト成長ホルモン剤  
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤  
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
性腺刺激ホルモン製剤  
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體  
ソマトスタチンアナログ  
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
インターフェロンアルファ製剤  
インターフェロンベータ製剤  
ブプレノルフィン製剤

クロバリマブ製剤及びパロペグテリパラチド製剤の自己注射のために用いるディスポーザブル注射器（針を含む。）

- 万年筆型注入器用注射針
- 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の別表のⅠに規定されている特定保険医療材料

別表 3

インスリン製剤  
ヒト成長ホルモン剤  
遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤  
乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤  
遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤  
乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤（活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む。）  
性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤  
性腺刺激ホルモン製剤  
ゴナドトロピン放出ホルモン誘導體  
ソマトスタチンアナログ  
顆粒球コロニー形成刺激因子製剤  
インターフェロンアルファ製剤  
インターフェロンベータ製剤  
ブプレノルフィン製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン  
塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

抗悪性腫瘍剤

グルカゴン製剤

グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト

ヒトソマトメジンC製剤

エタネルセプト製剤

ペグビソマント製剤

スマトリプタン製剤

グリチルリチン酸モノアンモニウム・グリシン・L-システイン  
塩酸塩配合剤

アダリムマブ製剤

テリパラチド製剤

アドレナリン製剤

ヘパリンカルシウム製剤

アポモルヒネ塩酸塩製剤

セルトリズマブペゴル製剤

トシリズマブ製剤

メトレプレチン製剤

アバタセプト製剤

pH4処理酸性人免疫グロブリン（皮下注射）製剤

アスホターゼ アルファ製剤

グラチラマー酢酸塩製剤

セクキヌマブ製剤

エボロクマブ製剤

ブロダルマブ製剤

アリロクマブ製剤

ベリムマブ製剤  
イキセキズマブ製剤  
ゴリムマブ製剤  
エミシズマブ製剤  
イカチバント製剤  
サリルマブ製剤  
デュピルマブ製剤  
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤  
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤  
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤  
ブロスマブ製剤  
メボリズマブ製剤  
オマリズマブ製剤  
テデュグルチド製剤  
サトラリズマブ製剤  
ガルカネズマブ製剤  
オフアツムマブ製剤  
ボソリチド製剤  
エレヌマブ製剤  
アバロパラチド酢酸塩製剤  
カプラシズマブ製剤  
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤  
フレマネズマブ製剤  
メトトレキサート製剤  
チルゼパチド製剤

ベリムマブ製剤  
イキセキズマブ製剤  
ゴリムマブ製剤  
エミシズマブ製剤  
イカチバント製剤  
サリルマブ製剤  
デュピルマブ製剤  
インスリン・グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト配合剤  
ヒドロコルチゾンコハク酸エステルナトリウム製剤  
遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤  
ブロスマブ製剤  
メボリズマブ製剤  
オマリズマブ製剤  
テデュグルチド製剤  
サトラリズマブ製剤  
ガルカネズマブ製剤  
オフアツムマブ製剤  
ボソリチド製剤  
エレヌマブ製剤  
アバロパラチド酢酸塩製剤  
カプラシズマブ製剤  
乾燥濃縮人 C1-インアクチベーター製剤  
フレマネズマブ製剤  
メトトレキサート製剤  
チルゼパチド製剤

ビメキズマブ製剤  
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤  
ペグバリアーゼ製剤  
ラナデルマブ製剤  
ネモリズマブ製剤  
ペグセタコプラン製剤  
ジルコプランナトリウム製剤  
コンシズマブ製剤  
テゼペルマブ製剤  
オゾラリズマブ製剤  
トラロキヌマブ製剤  
エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ  
配合剤  
ベドリズマブ製剤  
ミリキズマブ製剤  
乾燥濃縮人プロテインC製剤  
メコバラミン製剤  
ベンラリズマブ製剤  
マルスタシマブ製剤  
ロザノリキシズマブ製剤  
レブリキズマブ製剤  
クロバリマブ製剤  
パロペグテリパラチド製剤  
アパダムターゼ アルファ・シナキサダムターゼ アルファ製剤

ビメキズマブ製剤  
ホスレボドパ・ホスカルビドパ水和物配合剤  
ペグバリアーゼ製剤  
ラナデルマブ製剤  
ネモリズマブ製剤  
ペグセタコプラン製剤  
ジルコプランナトリウム製剤  
コンシズマブ製剤  
テゼペルマブ製剤  
オゾラリズマブ製剤  
トラロキヌマブ製剤  
エフガルチギモド アルファ・ボルヒアルロニダーゼ アルファ  
配合剤  
ベドリズマブ製剤  
ミリキズマブ製剤  
乾燥濃縮人プロテインC製剤  
メコバラミン製剤  
ベンラリズマブ製剤  
マルスタシマブ製剤  
ロザノリキシズマブ製剤  
レブリキズマブ製剤  
クロバリマブ製剤  
パロペグテリパラチド製剤  
(新設)

中 医 協 総 - 2 - 1
8 . 3 . 1 1

## 新医薬品一覧表(令和8年3月18日収載予定)

No.	銘柄名	規格単位	会社名	成分名	承認区分	算定薬価	算定方式	補正加算等	薬効分類	ページ
1	ザズベイクアセル30mg	30mg1カプセル	塩野義製薬株式会社	ズラノロン	新有効成分含有医薬品	646.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	内117 精神神経用剤(うつ病・うつ状態)	2
2	オプスミット小児用分散錠1mg オプスミット小児用分散錠2.5mg	1mg1錠 2.5mg1錠	ヤンセンファーマ株式会社	マシテンタン	新用量医薬品、剤形追加に係る医薬品(再審査期間中でないもの)	1,496.90円 3,712.20円	規格間調整	特定用途加算A=10% 新薬創出等加算	内219 その他の循環器官用薬(肺動脈性肺高血圧症)	4
3	イセルティ錠100mg	100mg1錠	キッセイ薬品工業株式会社	リンザゴリクスコリン	新有効成分含有医薬品	429.10円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	内249 その他のホルモン剤(抗ホルモン剤を含む。)(子宮筋腫に基づく下記諸症状の改善 過多月経、下腹痛、腰痛、貧血)	6
4	プリミーフォート経腸用液6 プリミーフォート経腸用液6 プリミーフォート経腸用液8 プリミーフォート経腸用液CF	15mL1瓶 30mL1瓶 40mL1瓶 10mL1瓶	クリニジェン株式会社	プリミーフォート経腸用液6及び同経腸溶液8:人乳、グリセロリン酸カルシウム、グルコン酸カルシウム水和物、塩化カルシウム水和物、無水クエン酸ナトリウム、クエン酸カリウム、リン酸一水素マグネシウム、硫酸亜鉛水和物、塩化ナトリウム及び硫酸銅 プリミーフォート経腸用液CF:人乳	新有効成分含有医薬品、新医療用配合剤	29,171.30円 58,199.30円 77,580.50円 14,079.50円	原価計算方式	小児加算A=10% 加算係数 〇 新薬創出等加算	内327 乳幼児用剤(極低出生体重児等の体重増加不全を呈する新生児及び乳児の栄養管理)	8
5	セビエンス顆粒分包250mg セビエンス顆粒分包1000mg	250mg1包 1000mg1包	PTCセラピューティクス株式会社	セビアプテリン	新有効成分含有医薬品	16,989.40円 67,957.10円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	小児加算A=10% 新薬創出等加算	内399 他に分類されない代謝性医薬品(フェニルケトン尿症)	10
6	ボラニゴ錠10mg	10mg1錠	日本セルヴィエ株式会社	ボラシデニブ クエン酸水和物	新有効成分含有医薬品	31,791.80円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	内429 その他の腫瘍用薬(IDH1又はIDH2遺伝子変異陽性の神経膠腫)	12
7	エクテリー錠300mg	300mg1錠	KalVista Pharmaceuticals Japan株式会社	セベラルスタット	新有効成分含有医薬品	344,822.10円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 新薬創出等加算	内449 その他のアレルギー用薬(遺伝性血管性浮腫の急性発作)	14
8	エルゾンリス点滴静注1000µg	1000µg1mL1瓶	日本新薬株式会社	タグラキソフスブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	3,607,878円	原価計算方式	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=15% 加算係数 〇 新薬創出等加算	注429 その他の腫瘍用薬(芽球形形質細胞様樹状細胞腫瘍)	16
9	ジニイズ点滴静注500mg	500mg20mL1瓶	インサイト・バイオサイエンズ・ジャパン 合同会社	レチファンリマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	611,671円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=5% 市場性加算(Ⅰ)A=10% 新薬創出等加算	注429 その他の腫瘍用薬(切除不能な進行・再発の肛門管扁平上皮癌)	18
10	ブーレンレップ点滴静注用100mg	100mg1瓶	グラクソ・スミスクライン株式会社	ベランタマブ マホドチン(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	1,284,052円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	有用性加算(Ⅱ)A=10% 迅速導入加算A=5% 新薬創出等加算 費用対効果評価(H1)	注429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の多発性骨髄腫)	20
11	ミンジユビ点滴静注用200mg	200mg1瓶	インサイト・バイオサイエンズ・ジャパン 合同会社	タファシタマブ(遺伝子組換え)	新有効成分含有医薬品	125,201円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	市場性加算(Ⅰ)A=10% 迅速導入加算A=5% 新薬創出等加算	注429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の濾胞性リンパ腫)	22
12	リプロファズ配合皮下注	10mL1瓶	ヤンセンファーマ株式会社	アミバンタマブ(遺伝子組換え)・ボルヒアルロニダーゼ アルファ(遺伝子組換え)	新医療用配合剤	480,046円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注429 その他の腫瘍用薬(〇EGFR遺伝子エクソン20挿入変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌 〇EGFR遺伝子変異陽性の切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌)	24
13	ルンスミオ皮下注5mg ルンスミオ皮下注45mg	5mg0.5mL1瓶 45mg1mL1瓶	中外製薬株式会社	モスネツズマブ(遺伝子組換え)	新投与経路医薬品	266,843円 2,327,787円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	新薬創出等加算	注429 その他の腫瘍用薬(再発又は難治性の濾胞性リンパ腫)	26
14	アバレプト懸濁性点眼液0.3%	0.3%5mL1瓶	千寿製薬株式会社	モツギバトレブ	新有効成分含有医薬品	577.50円	類似薬効比較方式(Ⅰ)	—	外131 眼科用剤(ドライアイ)	28

	品目数	成分数
内用薬	12	7
注射薬	7	6
外用薬	1	1
計	20	14